

概要版

平成17年度(2005)～平成20年度(2008)

わたしも参加 あんじょう地域プラン

安城市地域福祉計画



大きく広がれ福祉の輪
みんなで支える地域の輪

安城市

はじめに

最近では、私達の身近なところでも、介護、子育て、防災、防犯などといった地域の課題が、山積しています。しかし、「嘆いているだけでは何の解決にもなりません。」

ご存知でしょうか？これは、NHKテレビの『難問解決！ご近所の底力』の導入の言葉です。ご近所から日本を変えんとし、地域の問題を自ら解決し、より良くする人々やその取組みが紹介されていますが、この地域福祉計画も原点は、ここにあります。

この前向きで元気印の人々を見習って安城市も、皆さんで力を合わせ、暮らしやすいまちとするために、この計画が役立つことを切望します。

安城市長 神谷 学

今こそ 地域の底力を発揮しよう



地域を取りまく さまざまな不安がいっぱい



子育て家庭の孤立、
児童虐待の増加



地域の意識
の低下

核家族化や地域意識の希薄化により、
家庭や地域で支え合う力が低下！



高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人の増加

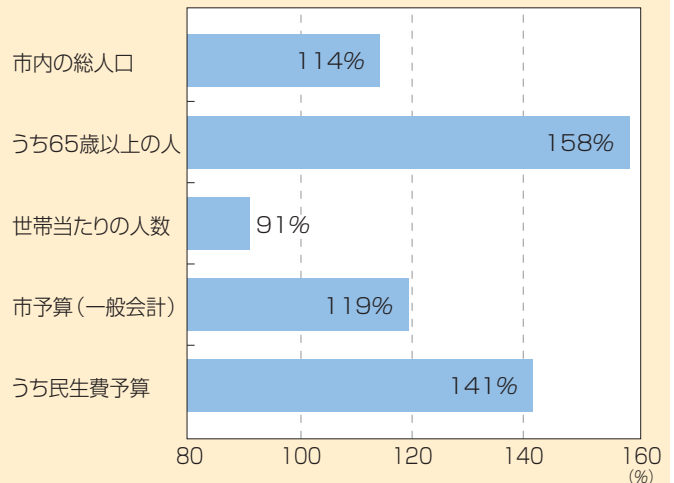


子どもが巻き込まれる犯罪の増加

策定の背景

- ◆ 少子・高齢化や都市化が急速に進み、家庭や地域の支え合う力が弱体化してきました。
- ◆ 市民の生活ニーズが、多様化、増大し、公的サービスだけでは対応できません。
- ◆ 福祉の予算も年々増加し、市の財政状況では、十分なサービスの提供が難しくなってきました。
- ◆ 社会福祉法が改正となり、地域住民やサービス事業所などは、お互いに協力して地域福祉の推進に努めることとなりました。
- ◆ 市も計画を定め、地区社協や町内福祉委員会などの活動と連携を図りながら、社会福祉協議会とともに地域福祉に積極的に取り組むことが必要となりました。

過去10年間の伸び(平成6→16年度)



策定の趣旨

- ◆ 地域福祉を始めとする地域の問題解決への取組みは、住民である皆さんが主役です。
- ◆ 計画を実践するためには、地域の住民や団体、ボランティア、行政や社会福祉協議会、事業者やNPO、学校なども含めた協力が必要です。
- ◆ 住民による互いの助け合いや支え合いと公的なサービスの充実は、地域福祉の向上のための両輪と言えます。
- ◆ この計画は、地域によって課題や今後の展開が異なるため、方向性を示す、言わばガイドラインとして作成しました。
- ◆ 計画書本編には、全体で400項目を超す多くの提案が記されていますが、概要版には、このうち代表例の3項目ずつを記載しました。そして、このなかから何を実行するかを皆さんに選択していただきます。
- ◆ 先進的な取組みとして、町内福祉委員会などの実践例も紹介しているため参考としてください。



タイトルと基本理念

◆ タイトル「わたしも参加 あんじょう地域プラン」

…自分自身が積極的に地域づくりに携わっていくことの大切さを表すものとして定められました。

◆ 基本理念「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」

…誰もが住み慣れた地域で暮らしていく地域福祉を推進するためには、地域住民を始め事業者や行政、社会福祉協議会の連携のもとに互いに支え合うことが、重要であるとの考えから定められました。

計画の期間

- ◆ 平成17年度から20年度までの4年間。次の改定時は、社会福祉協議会の策定している地域福祉活動計画と一体的な整備を図ります。

計画の策定

- ◆ アンケート調査を、市民や関係団体のほか中高生に向けて実施しました。
- ◆ 住民参加による計画づくりを行うため、町内会、NPOや福祉関係者などの代表者のほか、高校生や大学生までの住民代表40人のメンバーにより、地域福祉会議を8回開催しました。
- ◆ 従来由市による計画手法である、原案に対する意見を求める方法から一歩進め、現状や課題、今後の展望に至るまで地域福祉会議メンバーに意見の提出をいただきました。
- ◆ 公募委員の参画、パブリックコメント制度の導入、ホームページの開設、パネルディスカッションによる啓発事業も開催し、できる限り、市民の参加しやすい環境を整えました。



計画の実践

- ◆ 地域の課題は、各々違いがあるため、地域の団体や福祉関係者、事業所などにおいて、実状に合った具体的な行動の計画を立て、実践していただくことが必要です。
- ◆ 平成17年度は、実施計画づくりの年度と位置付け、関係機関に対して、計画期間の4年間のうちに行うべき事項の選定を依頼します。
- ◆ 市の関係課や社会福祉協議会についても同様の取組みを行い、その結果については、公表します。

基本理念

基本目標

基本方針

大きく広がれ福祉の輪
みんなで支える地域の輪

テーマ 1.

自分たちのまちは、
自分たちで守ろう、
創ろう!

地域での
助け合い・支え合い

1. 地域の助け合い活動の推進
2. 地域組織の活性化と
福祉委員会活動の充実
3. 災害時要援護者支援制度の活用
4. 自主防災活動の充実
5. 地域安全活動の充実

テーマ 2.

暮らしを支える
サービスを
充実させよう!

地域の生活ニーズに
対応したサービス

1. サービスの相談窓口の充実
2. 制度の情報提供と啓発
3. 必要なサービスを把握する
ための仕組みづくり
4. 在宅サービスの充実
5. 福祉サービスを支える仕組みの充実
6. 高齢者・障害のある人など
当事者組織への支援

テーマ 3.

福祉の充実の
ための仕組みを
作ろう!

福祉全体の質的向上

1. 保健・医療と福祉、
生涯学習と福祉の連携
2. 地域福祉の担い手づくり
3. 中高年パワーの活用
4. 福祉学習による人づくり
5. 地域における子育ての支援

テーマ 4.

みんなで支えあう
地域を育てよう!

地域づくり・拠点づくり

1. 人にやさしいまちづくりの推進
2. 地域福祉を支える拠点の充実
3. 健康づくり・生きがいづくり
活動の充実
4. 地域で役立つ情報づくり

自分たちのまちは、 自分たちで守ろう、創ろう！

～ 地域での助け合い・支え合い～

概要

助け合い、支え合いの意識を高め、地域活動に参加しやすい環境づくりを行い、町内会をはじめとする地域組織を充実し、活性化します。

また、災害や犯罪から地域を住民自らが守る自主防災活動、地域安全活動を充実します。

基本方針と今後の展望

地域の助け合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域組織による助け合い意識の啓発 ② 障害のある人や高齢者に対する理解の浸透 ③ 地域の助け合い活動への参加意識の向上
地域組織の活性化と福祉委員会活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域組織の運営と活性化 ② 福祉委員会活動の充実 ③ 困りごと情報の収集から支援へつなげる仕組みづくり
災害時要援護者支援制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時要援護者支援制度の活用
自主防災活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 日常の防災対策の充実 ② 災害時の支援体制の充実
地域安全活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ぐるみの防犯活動の推進

推進のための役割

住民の役割 ● 36項目

- ① 声かけ運動などによる隣近所での意識的な交流を広げ、住み良い地域づくりをめざします。
- ② 「自分の身は自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」といった意識を育てます。
- ③ 自主防災組織での地域防災マップ作成に努め、地域での支援体制を作ります。

事業者などの役割 ● 8項目

- ① 賃貸借住宅の所有者や不動産仲介業者、あるいはケアハウスの経営者などは、町内組織への加入を呼びかけます。
- ② 福祉事業者は、要援護者の情報収集と支援等の向上を図るため、地域との連携を強化します。
- ③ 福祉関係施設や専門スタッフを必要に応じ地域に提供し、救援活動に協力します。

市の役割 ● 24項目

- ① 町内会への加入を促す広報活動をしていきます。
- ② 老人クラブ、子ども会、町内公民館活動の活発化を支援し、地域福祉活動を推進します。
- ③ 各町内会による地域安全パトロール隊の結成を促し、その活動を支援します。

社会福祉協議会の役割 ● 22項目

- ① 地域での助け合いの必要性や取り組み方法について、福祉委員会などが行う学習会の開催を支援します。
- ② 福祉委員会が継続して効果的に活動できるよう支援します。
- ③ 平常時の福祉活動が、災害時の迅速な救援活動に結びつくよう支援をします。

先進的な取り組み事例：桜井西町福祉委員会の取り組み

桜井西町福祉委員会では、町内会役員、民生・児童委員、老人クラブなどの役員のほかにボランティアのメンバーが多数加わって、継続性のある活動を行っています。

定例の会議を開き、福祉委員会だよりの発行、健康づくり勉強会の開催、見守り巡回訪問、福祉意識アンケートなど、困りごと情報の収集から支援につなげる活動に意欲的に取り組んでいます。



基本目標

2

暮らしを支えるサービスを充実させよう！

～ 地域の生活ニーズに対応したサービス～

概要

利用しやすい保健福祉サービスを提供するため、わかりやすく、利用しやすいサービスに関する情報提供や相談が行えるようにします。

また、必要とされるサービスを把握するための仕組みづくりを推進し、地域で暮らしてゆくために必要な在宅サービスの充実をめざします。

サービスの提供にあたって、より質の高いサービスを提供できる環境を整えるため、福祉サービス事業者のネットワークづくりを推進します。

一方、同様の支援を必要としている人たちによる組織の活動を支援し、同じ障害のある人が自らの体験に基づいて、相談に応じ、助言できる環境を整備します。

基本方針と今後の展望

サービスの相談窓口の充実	<ol style="list-style-type: none"> ① 身近な相談窓口の充実 ② 専門的な相談の受付体制の整備
制度の情報提供と啓発	<ol style="list-style-type: none"> ① 情報提供の手段の充実 ② 情報提供のわかりやすさの向上
必要なサービスを把握するための仕組みづくり	○ 広報広聴活動の充実と住民参加による意思決定
在宅サービスの充実	<ol style="list-style-type: none"> ① サービス利用に対する意識の改革 ② 利用者本位のサービスの実現
福祉サービスを支える仕組みの充実	<ol style="list-style-type: none"> ① 苦情解決の仕組みの活用 ② 福祉サービスの第三者評価の仕組みづくり ③ 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の利用推進
高齢者・障害のある人など当事者組織への支援	○ 当事者組織への支援

推進のための役割

住民の役割 ●21項目

- ① 当事者組織は、その経験を元に親身になって、相談を受けるとともに助言を行います。
- ② 町内で身近な新聞、広報誌を発行するなど、福祉サービスの周知に努めます。
- ③ 地域の課題を共有し、課題を解決するための学習会などを地域で設けます。

事業者などの役割 ●12項目

- ① 福祉事業者は、提供している福祉サービスの内容や費用負担の情報を開示するなど、その提供に努めます。
- ② 福祉事業者は、地域との結びつきを一層重視し、行事などを通じて地域との交流や事業の啓発に努め、未利用者への働きかけに努めます。
- ③ 福祉事業者は、自己評価の実施に努めるとともに、サービスに対する苦情と解決について情報の公開に努めます。

市の役割 ●27項目

- ① 福祉サービス情報を広報やホームページでわかりやすく紹介し、より多くの市民に周知します。
- ② 相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の充実を図ります。
- ③ 当事者組織の運営や活動を支援します。

社会福祉協議会の役割 ●22項目

- ① 福祉委員会など、地域で受けた相談を、関係機関に引き継ぐ体制づくりを支援します。
- ② 災害時要援護者支援制度と連携した小地域ネットワーク活動を推進します。
- ③ 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度についての理解が得られるよう啓発をします。

先進的な取り組み事例：別所団地福祉委員会の介助支援

別所団地福祉委員会では、「共に支え合う地域」をめざし、ボランティアによる介助支援（話し相手、家事、代筆、散歩など）を行って10年目を迎えました。地域内では介助の必要性が高くなっており、住民一人ひとりが自分のできることでボランティア登録し可能な限りボランティアの能力と経験を生かして支援を行い、人と人のぬくもりを大切にしています。



基本目標

3

福祉の充実のための仕組みを作ろう!

～福祉全体の質的向上～

概要

地域福祉をより向上するため、住民本位の視点から、保健・医療と福祉の連携を高める仕組みづくりを推進します。また、サービスの質を向上していくため、苦情から解決、質の向上につなげていく仕組みづくりを推進します。

そして、地域福祉活動の推進役となるリーダーの育成とボランティアなど市民活動の活性化や民生・児童委員の活動を支援します。

地域福祉活動の輪を広げていくために、福祉学習などによる人づくりを推進します。

基本方針と今後の展望

保健・医療と福祉、生涯学習と福祉の連携	① ネットワークによる見直しとサービスの向上 ② 生涯学習と福祉の連携
地域福祉の担い手づくり	① 市民活動・NPO活動・地域福祉リーダーの発掘・育成 ② 民生・児童委員活動への理解と支援協力
中高年パワーの活用	○ 中高年の地域活動参加の仕組みづくり
福祉学習による人づくり	○ 福祉学習から活動へつなげる仕組みづくり
地域における子育ての支援	① 家庭・地域・学校の役割と連携 ② 世代間交流の推進

推進のための役割

住民の役割 ● 30項目

- ① 自分が受けようとする医療や福祉サービスの内容と意義をよく理解した上で、自らの選択で適切なサービスを受けます。
- ② 困っている人を見たら、声かけをしたり、必要な手助けをしたりする日常的なちょっとしたボランティア活動運動に参加します。
- ③ 地域で高齢者や障害のある人たちとの日ごろの関わりを通して、高齢者や障害のある人への理解を深めます。

事業者などの役割 ● 7項目

- ① 医療機関、福祉関係サービス事業者は、適切な福祉サービスの提供を図るために必要な情報を利用者に説明します。
- ② 利用者の同意のもと、個人情報の保護に留意しつつ、情報交換などの連携を図ります。
- ③ 事業者は、従業員がボランティア活動に積極的に取り組めるよう支援します。

市の役割 ● 24項目

- ① 地域団体のほか、保健、医療、福祉の関係者やNPO、ボランティア団体などと懇談会を開催し、地域課題を共有し、ネットワークづくりを図ります。
- ② 学校行事や課外活動の場で高齢者や障害のある人との交流の機会をより多く設けるように努めます。
- ③ 民生・児童委員の活動をPRし、住民への周知に努めます。

社会福祉協議会の役割 ● 23項目

- ① ボランティアの活動情報と人材情報を共有します。
- ② あらゆる世代を対象に、福祉講演会、映画会など身近な場所での学習機会を提供します。
- ③ 地域の中での世代間交流と障害のある人との交流の場づくりを支援します。

先進的な取り組み事例：花ノ木町内会のおやじの会

花ノ木町内会では、定年退職後の男性パワーを町内活動に活かそうと、回覧板で参加を呼びかけ、「おやじの会」が発足しました。約20名のメンバーは、毎月1回定例会などで、昔の地域の姿を語り合い、若い世代に残していくための活動のほか、ひとり暮らしの高齢者宅への支援も要請に応じて行っています。今後は災害時の要援護者への支援も検討中です。



安祥中学校のチャレンジタイム

安祥中学校では、週1回、午後の半日に、チャレンジタイム(生徒による自主学習の時間)を学年ごとに設けています。この時間の過ごし方は、生徒が自ら計画し、主体的に活動します。保育園や施設でボランティア活動をする生徒、趣味のスポーツや楽器演奏に取り組む生徒など、様々な姿が見られ、地域の父兄や福祉施設にも受け入れられています。



基本目標

4

みんなで支え合う地域を育てよう!

～地域づくり・拠点づくり～

概要

地域福祉活動を推進するため、地域住民が集い、交流できる拠点となる場づくりや活動を支援するために情報を提供し、活動環境を整えるとともに、健康づくりや生きがいづくり活動を推進します。

基本方針と今後の展望

人にやさしいまちづくりの推進	① 心のバリアフリーの推進 ② まちの住環境の整備
地域福祉を支える拠点の充実	① 居場所・たまり場・活動場所の充実 ② 市民活動センターの充実
健康づくり・生きがいづくり活動の充実	① 地域における健康づくりの場や機会の確保 ② 誰もが生きがいを持って暮らすための支援
地域で役立つ情報づくり	① 活動や交流・相談の情報づくり ② 地域の再発見とPR

推進のための役割

住民の役割 ●29項目

- ① ボランティアグループの活動を地域の人にも知ってもらい、参加を促すよう啓発に努めます。
- ② 障害のある人に対して、地域の中での仕事（役割）や社会参加の情報を提供します。
- ③ どこで誰がどのような援助を求めているか、情報を収集し発信します。

事業者などの役割 ●4項目

- ① 企業は、障害のある人を積極的に雇用します。
- ② 福祉事業者は、施設の規模に関係なく、段差の解消やトイレや駐車場などのバリアフリーに取り組めます。

市の役割 ●21項目

- ① 市民活動を支援、促進するとともに、市民活動団体間の交流を図り、ネットワークでの協力体制を推進するための市民活動センターの充実を図ります。
- ② 社会通念や慣習、しきたりなどを見直し、男女がともに地域活動に参画できるように働きかけます。
- ③ ホームページの充実や広報活動をするなど、地域の再発見についての啓発事業を行います。

社会福祉協議会の役割 ●15項目

- ① 福祉委員会の福祉学習の場づくりを支援します。
- ② 地域の中で一人ひとりが、さまざまな活動に参加できる環境づくりや情報の提供をします。
- ③ 生きがいづくりに役立てるように、ボランティア入門講座、ボランティア体験講座等を開催します。

先進的な取組み事例：かのりにこここサロン

鹿乗福祉委員会では、毎月1回、町内公民館を一日開放し、住民すべてが対象の「かのりにこここサロン」を開催しています。

このサロンには、高齢者はもちろんのこと、小学生や乳幼児、子育て中の母親達も参加し、おしゃべりや遊び、工作などを通じ、世代を超えた町民の交流の場となっています。高齢者にとっては生きがいづくりの場に、若い母親達にとっては子育ての仲間づくりの場となっています。



あしがき



沖縄の方言に「ゆいまーる」という言葉があります。助け合うのはお互い様との意味です。

安城市でも「向こう三軒両隣」として、隣近所で助け合ったのは、そんなに昔のことではありません。

お互いに譲り合い、協力することが、暮らしやすく、気持ちの良いまちにする重要な鍵であると思います。ご近所の底力を発揮し、他の市に誇れるまちづくりをしたいものです。

安城市民憲章

昭和47年11月1日制定

わたくしたちは安城市民です。

わたくしたちの愛する安城を、いっそう魅力にみちた生きがいのあるまちにするため、市民生活の心がまえとして、この市民憲章を定めます。

わたくしたちは

*たがいに助け合い、住みよいまちをつくりましょう。

*きまりを守り、良い習慣を育てましょう。

*自然を愛し、きれいな水とみどりのまちをつくりましょう。

*教養を高め、若い力を育てましょう。

*健康で、明るく楽しい家庭をつくりましょう。

わたしも参加 **あんじょう地域プラン**

安城市地域福祉計画概要版 (全戸配布)

計画の本編は、市役所、図書館、各公民館及び市ホームページ「望遠郷」で閲覧できます。